

市第23号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中第79号の10を第79号の11とし、第79号の2から第79号の9までを1号ずつ繰り下げ、第79号の次に次の1号を加える。

(79)の2 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可申請手数料

同 240,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。

（施行日前の手数料の徴収）

- 2 改正法附則第2条第1項の規定により改正法による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第2項の規定の例により行うことができることとされた同条第1項の許可の申請につ

いては、施行日前においても、この条例による改正後の横浜市手数料条例第2条第79号の2の規定の例により、その手数料を徴収する。

提 案 理 由

土壤汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の許可申請手数料を徴収するため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（手数料）

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第1号から第79号まで省略）

(79) の 2 土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14

年 法 律 第 53 号 ） 第 22 条 第 1 項 の

規 定 に 基 づ く 汚 染 土 壌 処 理 業 の

許 可 申 請 手 数 料

同

240,000 円

(79) の 3 (本文省略)

(79) の 2

(79) の 4 (本文省略)

(79) の 3

(79) の 5 (本文省略)

(79) の 4

(79) の 6 (本文省略)

(79) の 5

(79) の 7 (本文省略)

(79) の 6

(79) の 8 (本文省略)

(79) の 7

(79) の 9 (本文省略)

(79) の 8

(79) の 10 (本文省略)

(79) の 9

(79) の 11 (本文省略)

(79) の 10

（第80号から第163号まで省略）